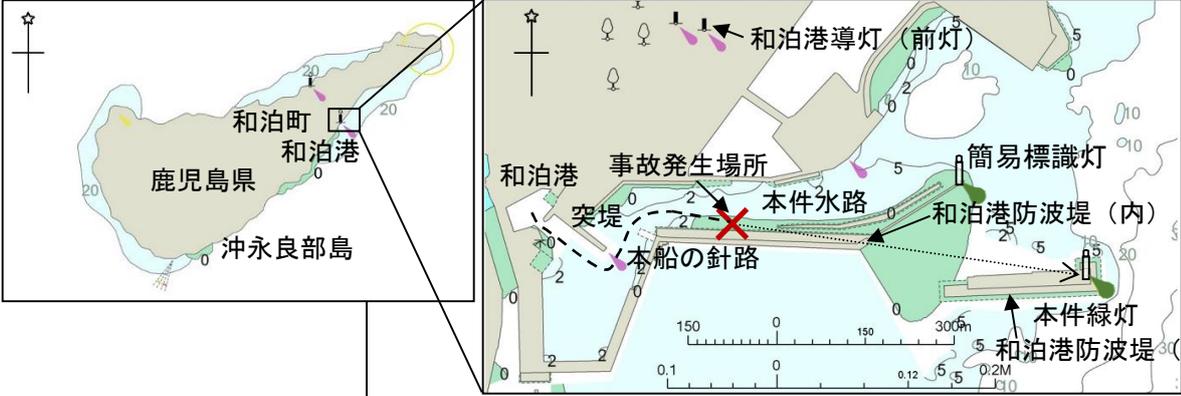


船舶事故調査報告書

令和7年2月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月30日 03時40分ごろ
発生場所	鹿児島県 <sup>わどまり</sup> 和泊町和泊港 和泊港導灯（前灯）から真方位175° 330m付近 （概位 北緯27° 23.7′ 東経128° 39.7′）
事故の概要	漁船第八勝丸 <sup>かつ</sup> は、東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年9月3日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 第八勝丸、7.77トン 船舶番号、船舶所有者等 KG2-1635（漁船登録番号）、個人所有 第295-20724号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（乗組員）
損傷	船尾骨材に欠損、船尾キールに欠損、左舷船尾部船底外板に亀裂、左舷ビルジキールに亀裂、船尾部船底外板に凹損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風速 約3m/s、視程 約300～1,000m 海象：波高 約0.2m、潮汐 高潮時、潮高 約162cm
事故の経過	<p>本船は、船長ほか乗組員1人が乗り組み、漁を行う目的で、和泊港を出港し、船長が、操舵室やや右側にある操舵輪の後方の椅子に座って操船に当たり、乗組員が、船首甲板及び船尾甲板で防舷材の片付け作業をしていた。</p> <p>本船は、和泊港の突堤を左舷方に見て北北東進後、右転し、東西に延びる可航幅約30～60mの水路（以下「本件水路」という。）を約3ノットの対地速力で東進していた。（図1参照）</p>
 <p>図1 事故発生経過概略図</p> <p>船長は、GPSプロッターに船位を表示させていたが、雨ともやで</p>	

見通しが悪く、操舵室の前部左舷側の煙突による死角が生じていたので、右舷側の窓から顔を出して操船をしていた。

船長は、正船首方向に緑灯（和泊港防波堤（南）東端の標識灯、灯質：緑光、4秒1閃光、光達距離：5.5km、以下「本件緑灯」という。）が見えていたので、本件緑灯を本件水路の東側に延びる和泊港防波堤（内）の東端にある簡易標識灯（以下「簡易標識灯」という。）の灯火（灯質：緑光、3秒1閃光、光達距離：4km）と思った。

船長は、本件緑灯を船首目標として航行していたところ、急に行きあしが止まり、本船が本件水路南方の浅瀬に乗り揚げたことに気付いた。（写真1参照）



写真1 本船の煙突の配置状況（本事故後の本船、干潮の流れにより船首方向が西方に向けた状態）

乗組員は、本船が停止した際に転倒して頭部を強打し、頭部の打撲等を負った。

漁業協同組合の職員は、浅瀬に乗り揚げた本船を目撃し、118番通報した。

本船は、燃料油が漏れ出していたので、駆けつけた漁業協同組合の僚船の所属組合員らによって油抜き作業が行われた。船長及び乗組員が僚船に救助された後、僚船2隻によって和泊港にえい航された。

船長は、ふだん、簡易標識灯の緑灯を船首目標として航行していたが、本事故当時、左舷船首方に雨が強く降っており、同方向の視界が悪く、簡易標識灯の緑灯が見えなかったため、最初に視認したその南東方約260mにある本件緑灯を、誤って簡易標識灯と思い込んでいた。

船長は、ふだん、簡易標識灯及び本件緑灯の2個の灯火が見えるはずのところ、本事故当時、1個しか見えておらず、本件緑灯を注目するとともにもう一つの緑灯を探していたので、GPSプロッターから目を離していた。

本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.2mであった。

分析

本船は、雨ともやで見通しが悪い状況下、本件水路を東進中、船長が、船位を確認しなかったことから、視認していた本件緑灯を簡易標識灯の緑灯と思い込み、本件水路から南方に外れたことに気付かず

	<p>に、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷船首方の強い雨により視界が悪く、同方向の簡易標識灯の緑灯が見えなかったことから、最初に視認した本件緑灯を簡易標識灯の緑灯と思い込んで船首目標としたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん、簡易標識灯及び本件緑灯の2個の灯火が見えていたはずのところ、本事故当時、1個しか見えておらず、本件緑灯を注目するとともにもう一つの緑灯を探していたことから、GPSプロッターから目を離していたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、雨ともやで見通しが悪い状況下、本件水路を東進中、船長が、船位を確認しなかったため、視認していた本件緑灯を簡易標識灯の緑灯と思い込み、本件水路から南方に外れたことに気付かずに、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、雨天により見通しが悪い場合、常時GPSプロッターで船位及び周囲の灯火の場所を確認し、船首目標としている灯火と他の灯火とを見間違えないように航行すること。</li> </ul>